○流山市名誉市民条例施行規則

平成28年７月８日規則第44号

流山市名誉市民条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、流山市名誉市民条例（平成28年流山市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査）

第２条　市長は、条例第２条の規定により名誉市民の候補者を選定しようとするときは、あらかじめ流山市表彰条例施行規則（昭和48年流山市規則第10号）第４条に規定する表彰審査会（以下「審査会」という。）に審査させるものとする。

２　審査会は、名誉市民の候補者の選定に当たり必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（公示事項等）

第３条　条例第４条第１項の規定による公示は、流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場への掲示のほか、市広報及び市ホームページに掲載して行うものとする。

２　名誉市民と決定した者について公示する事項は、次に掲げるものとする。

（１）　氏名及び生年月日

（２）　略歴

（３）　顕彰すべき功績の概要

（４）　近影の顔写真

（証書等）

第４条　条例第４条第１項に規定する名誉市民の称号を証する証書は、流山市名誉市民証（別記様式。以下「名誉市民証」という。）とする。

（追贈等の場合の措置）

第５条　条例第２条第２項の規定により名誉市民の称号を死去した者に贈るとき又は名誉市民として決定された者が称号の贈呈式前に死去したときは、その者が受けるべき名誉市民証及び記念品は、当該名誉市民の配偶者、直系卑属、直系尊属及び兄弟姉妹のうち市長が適当と認める者に贈呈するものとする。

（弔慰）

第６条　条例第５条第２号に規定する弔慰は、弔詞及び弔慰金の贈呈をもって行うものとする。

２　前項の弔慰金の額は、市長がその都度決定する。

（称号の取消し）

第７条　市長は、条例第６条第１項の規定により名誉市民の称号を取り消したときは、直ちに本人又はその遺族に通知するとともに、名誉市民証の返還を求めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第４条関係）

別記様式（第４条関係）

流山市名誉市民証

被表彰者　氏名　　様

あなたは（功績内容）に卓絶した功績を挙げられ市民の誇りとしてひとしく敬愛するところであります

ここに流山市名誉市民条例に基づき流山市名誉市民の称号を贈り末永くその栄誉をたたえます

年　　月　　日

市長名

印